

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和2年度）

住 所 鹿児島県霧島市溝辺町麓822番地
 事業者名 鹿児島空港ビルディング株式会社
 代表者名 （役職名及び氏名）
 代表取締役社長 渡邊 勝三

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空旅客ターミナル施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
多機能トイレの設置	改修の際にはトイレ内の設備（ベビーチェア、ベビーベッド等）を増やし、多機能トイレの機能分散を図る。 また、多機能トイレ内には多言語音声案内を設置し、誰でも使いやすいトイレとする。	改修時に多機能トイレを1室増設、トイレ内にベビーチェアを2席、ベビーベッドを3台増設した。 また、多言語音声案内装置も併せて2箇所設置。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
事前の電話対応 (2019年実施分)	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助（サービス介助士対応）	バス乗降場からエアラインカウンターまでの補助（サービス介助士対応）：実績9件

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
HPでの情報提供	HPにて館内設備についての情報提供を行う。	HPにて館内設備についての情報提供を行った。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
手話対応	空港案内所職員14名の手話対応訓練 (令和元年度実施) *毎日実施	昼礼時に実施していた手話対応訓練については、新型コロナウイルス感染対策のため、中止。
サービス介助士の資格取得	空港ビル職員の資格取得における補助 (令和元年12月現在26名取得/平成27年度より毎年実施)	サービス介助士資格については、5名新規取得。
自衛消防隊避難総合訓練における車いす介助者への対応訓練	年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者への対応訓練を実施。視覚障害者他への対応は今後、要検討。 (令和元年6月12日、同年11月29日実施) 上記訓練に伴う問題等の洗い出しを実施 (令和元年度内)	年2回実施している避難総合訓練において車いす介助者、視覚障害者を含めた対応訓練を実施。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

改修の際には館内に設置してある意見箱に寄せられたお客様からのご意見を可能な限り反映させる。

(3) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況 (航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無
鹿児島空港国内線ターミナルビル	鹿児島県霧島市	14,869人	○	○	11 (8)	○	○	○
鹿児島空港国際線ターミナルビル	鹿児島県霧島市	894人	○	○	2 (2)	○	○	○
(合計) ターミナル			2	2	13 (10)	2	2	2

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第13号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
2. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 搭乗ゲートの数の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に設置されている搭乗ゲートの総数を記入し、同欄の括弧内には、旅客搭乗橋が設置された搭乗ゲートの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
4. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
6. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該航空旅客ターミナル施設に便所が設置されていない場合に一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。